この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではなく、あくまで参考情報としてご利用ください。本商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおり－定款・約款」を必ずご確認ください。Vitality健康プログラム契約のご検討にあたっては、住友生命ホームページ等で「Vitality健康プログラム規約」「Vitalityウェブ・アプリ利用規約」「Vitalityポイント獲得ガイド」「特典ご利用ガイド」を必ずご覧ください。

2022年4月版

商品概要書

住友生命の健康増進型保険 1UP Vitality

■商品の特徴

※1UP Vitalityは、「生活障害収入保障特約」「健康増進乗率適用特約」を付加したプライムフィット（3年ごと配当付特約組立型保険）を指し、商品名称はプライムフィット 未来デザイン1UP Vitalityとなります。

・健康増進活動に応じ、保険料が変動する保険です。また、保険契約とは別にご契約いただくVitality健康プログラム契約を通じ、特典（リワード）を受けることができます。
・就労不能状態や要介護状態になった場合の保障をご準備いただくことができる保険です。

■Vitality健康プログラム契約について

※Vitality健康プログラムは、健康を改善するツールや関連知識、それを促すインセンティブ等を提供することで、保険加入者がより健康になることをサポートする健康増進プログラム®です。

本商品は、保険にVitality健康プログラムを組み込んだ商品であり、保険契約とは別にVitality健康プログラム契約を締結いただきます。Vitality健康プログラムでは、お客さまの健康増進への取組みを、以下の3つのステップを通じて応援し、楽しみながら健康になるサポートをします。

STEP 1 ｜ 健康状態を把握する

まずは、ご自身の健康状態を把握しましょう。オンラインチェックを実施したり、健康診断（＊1）を受けたりすることで、ポイントが獲得できます！

STEP 2 ｜ 健康状態を改善する

日々の生活の中で健康的な活動を意識しましょう。いつもより多く歩くことを心がけたり、スポーツイベントに参加したりすることで、ポイントが獲得できます！健康状態改善のサポートとして、スポーツ用品の割引等が受けられます！

STEP 3 ｜ 特典（リワード）を楽しむ

ご褒美がモチベーションアップにつながります。獲得した累計ポイントで判定されるステータスに応じて、各種特典が受けられます。

＋保険料割引

1年目の保険料は割引率15%が適用され（＊2）、2年目以降の保険料は健康増進活動の取組みに応じて変動します。

Vitality利用料（＊3）
月額 880円（税込）

（＊1）会員専用のポータルページ（会員ポータル）に結果を入力し、健康診断書の画像等をアップロードしていただく必要があります。
（＊2）既にVitality健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。
（＊3）Vitality利用料は将来変更することがあります。
※保険料の変動は、Vitality健康プログラム契約における特典（リワード）ではなく、健康増進乗率適用特約が付加された保険契約のしくみに基づくものです。

■1UP（生活障害収入保障特約）のしくみと特徴

特徴1 病気やケガで働けなくなったときに**公的制度と連動したわかりやすい給付**と、**住友生命独自基準による給付**で、幅広く保障します。

特徴2 住友生命所定の要介護状態に該当したとき、**30日目からの介護保障**により、**初期にかかる費用**に備えることができます。

特徴3 保障期間満了年齢まで（生存の限り）、就労不能・介護年金をお受取りいただくことで**長期にわたる収入減**に備えることができます。

しくみ図（イメージ）

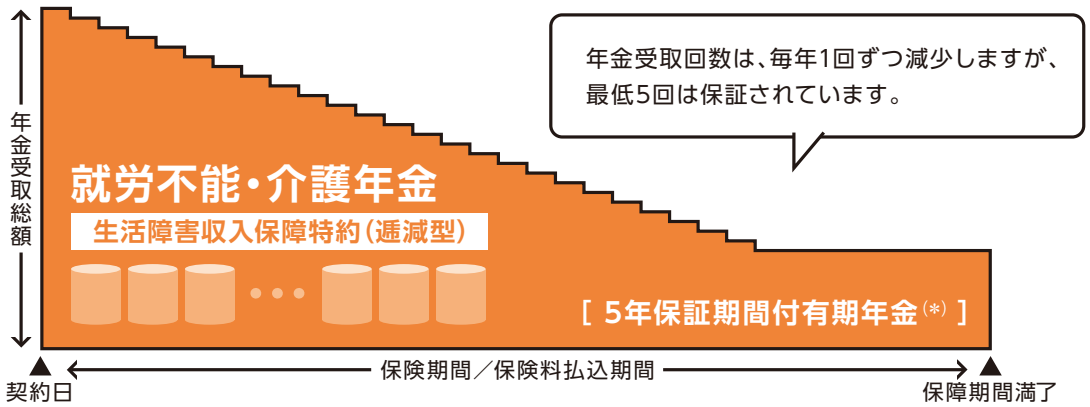

（＊）生存している限り、所定の期間お支払いします（保証期間5年）。保証期間中に死亡されたときは、保証期間中の将来の年金支払いに代えて残りの保証期間の未払いの就労不能・介護年金の現価相当額をお支払いします。

※裏面も必ずご確認ください。

■商品の概要

主な保障内容	お支払内容等	お支払理由等	お支払金額
	就労不能・介護年金(*1)	次のいずれかに該当したとき ①公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき ②公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき ③住友生命所定の就労不能状態に該当したとき ④住友生命所定の要介護状態が180日以上継続したとき	基本年金額 【5年保証期間付有期年金】(*2)
	就労不能・介護保障充実給付金(*1)	次のいずれかに該当したとき a.就労不能・介護年金のお支払理由①②③に該当したとき b.住友生命所定の要介護状態に該当してその状態が30日継続したとき(30日継続するごとに150日目まで)	a.基本年金額の20%相当額×5回分(一時金) b.1回につき基本年金額の20%相当額 (最高5回／通算10回まで)
	特定障害給付金	精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1·2級に認定、または住友生命所定の精神障害で継続して180日以上入院したとき	基本年金額×3年分(一時金)
	特約保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたときや被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、以後の特約保険料のお払込みを免除	

(*1)精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときは、お支払いできません。
(*2)年金支払回数は、保障期間満了日までの年数と同じ回数から毎年1回ずつ減少し、被保険者が生存の限り支払われます(被保険者の生死に関わらず最低5回は保証されます)。
※各年金・給付金のお支払理由・保険料払込免除理由には約款所定の条件があり、お支払いおよび保険料払込免除のお取扱いができないことがあります。必ずご確認ください。

死亡保険金・解約返戻金	なし	配当	あり(3年ごと配当)

■ご契約の諸基準

保障期間満了年齢(契約年齢(*1))	55歳(18歳～40歳)	60歳(18歳～45歳)	65歳(20歳～50歳)	70歳(25歳～55歳)	75歳(30歳～60歳)	80歳(35歳～65歳)
取扱単位	年金建て:万円単位		保険料払込経路	クレジットカード扱い		
最低年金額	年金年額50万円		診査方法	告知書扱い・健診書扱い		
最高年金額(*2)	年金年額1000万円		更新(保障の継続)	あり(お申し出により80歳まで)		
保険期間	保障期間満了日まで		付加できる主な特約等	ご家族登録サービス,保険契約者代理特約,被保険者代理特約		
保険料払込期間	全期払いのみ(保険期間と同じ)					
保険料払込方法	月払いのみ					

(*1)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。
(*2)同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合や告知の方法によっては、記載の年金額でご加入いただけないことがあります。
※お申込みの募集代理店では、上記保障期間満了年齢以外はお申込みいただくことはできません。
※Vitality利用料は、クレジットカードによるお払込みとなります。

■ご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

Vitality健康プログラム契約について

- Vitality健康プログラムを利用するには、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約に加えて、Vitality健康プログラム契約を締結する必要があります。
- 保険料とは別に、Vitality利用料として、月額880円(税込)をお払い込みいただきます。Vitality利用料は将来変更することがあります。
- ご加入にあたっては、パソコン・スマートフォン等によるインターネット接続環境をご準備いただき、メールアドレスを登録していただく必要があります。
- 解約等によりVitality健康プログラム契約が消滅した場合、保険契約の内容(保険料等)が変更になります。
- 保険料払込免除に該当された場合であっても、Vitality利用料のお払込みは必要になります。Vitality利用料のお払込みがない場合は、「特典(リワード)」が受けられません。
- Vitality健康プログラム契約の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更する場合があります。

保険契約について

- 死亡保険金、解約返戻金はありません。
- 第1回の就労不能・介護年金のお支払理由発生以後に、就労不能・介護保障充実給付金および特定障害給付金はお支払いできません(住友生命所定の要介護状態以外の状態により、就労不能・介護年金と同時に就労不能・介護保障充実給付金のお支払理由に該当した場合を除きます)。
- 毎年の保険料は割引率・割増率に基づいて算出します。割引率・割増率は、健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料を基準としています。
- 毎回の保険料がVitality健康プログラムを利用しない場合の保険料を超過することがあります。なお、割引率の上限は30%、割増率の上限は10%です。
- 住友生命では、健康増進乗率適用特約を付加しない保険契約をお取扱いしておりますが、お申込みの募集代理店では健康増進乗率適用特約を付加せずにご契約いただくことはできません。

■その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した年金額・給付金額等が削減されることがあり、その結果、年金額・給付金額等が払込保険料を下回ることがあります。

[募集代理店]
ほけん百花
いずみライフデザイナーズ株式会社
〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

[引受保険会社]
住友生命保険相互会社
本　社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp
住友生命　検索